一般競争入札（滋賀県南部合同庁舎 広幅複写サービス）にかかる質問に対する回答（NO.2）

Q）基本料金内の(○○○カウント含む)のカウント枚数が ４０カウントを超えてしまう場合の、入札書への記載方法を ご教示願います。

A）入札書（別記）の記載例は、添付ファイルを参照願います。（基本料金に300カウントまでを含み、併せて301カウント以上の単価を記載する場合）

　この場合、（注意）2.の「A欄の単価」は、「基本料金÷基本料金に含まれるカウント数

の額」と読み替えます。